

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 大気環境課
担当名: 総務・自動車対策担当
内線: 3064

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業				
	B25	自動車公害監察事業費	一般会計	総務費	環境費	公害対策費	青空再生推進費				
事業期間	平成16年度～	根拠法令	生活環境保全条例	自動車NOx・PM法	宣言項目						
1 事業概要											
大気汚染から県民の健康を守るため、大気汚染原因物質の発生源として排出量の多い自動車排出ガスの対策を行う必要がある。											
本県の大気汚染状況は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は改善されているが、PM2.5は依然として環境基準を達成していない。											
そのため、自動車使用者等に対する規制・指導を継続する。											
(1) 自動車公害監察システム元号対応改修等											
契約差金による減額											
△1,201千円											
(2) 旅費、需用費、役務費の経費削減											
消耗品等の節減											
△261千円											
2 事業主体及び負担区分											
(県10/10)											
3 地方財政措置の状況											
普通交付税（包括算定経費）											
(区分) 企画費（細目）環境保全対策費（細節）環境保全対策費（積算内容）環境の監視調査・測定・分析、公害の規制等											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員											
9,500千円×1.2人=11,400千円											
5 事業説明											
(1) 事業内容											
ア 自動車公害監察運営費	公用車や自動車公害監察システムの維持管理等										
イ 監視指導事業費	車両検査の実施、ビデオ調査委託、燃料規制に係る検査、アドリング・ストップに係る指導、自動車使用管理計画に係る審査、通報・苦情対応										
ウ 自動車公害監察非常勤職員人件費	自動車公害監察員4人・地域環境監察員5人を配置										
8,594千円→8,117千円											
5,585千円→4,600千円											
28,396千円											
(2) 事業計画											
ア 拠点検査等	生活環境保全条例に基づくディーゼル車運行規制に係る監視・指導を行うため、高速道路のサービスエリアや道の駅などでの拠点検査等を実施する。										
イ ビデオ調査委託	県内の幹線道路や県境周辺の道路上を走行しているディーゼル車両のナンバープレートを撮影することにより、ディーゼル車の運行を確認し、不適合車両の運行規制に係る指導の端緒とする。										
ウ 燃料規制に係る検査	拠点検査等に併せて、税務関係部局と協力してディーゼル車の燃料抜取り検査を行い、不適正燃料の使用を指導する。										
エ アイドリング・ストップに係る指導	アイドリング・ストップを徹底するため、自動車使用者や駐車場管理者に対する指導や一般ドライバーに対する普及啓発を行う。										
(3) 事業効果											
不適合車両への警告書・注意書の交付数と改善完了車両数（平成15年からの累積数）											
平成28年度 交付数 3,244台・改善完了車両数 3,227台 (99.5%)											
→ 平成29年度 交付数 3,260台・改善完了車両数 3,260台 (100%) (目標)											
(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況											
平成15年から、九都県市で同様のディーゼル車規制を実施											
(5) 補正予算の概要											
ア 自動車公害監察システムの構築及び元号対応改修に係る契約差金に伴う減額	△1,201千円										
イ 消耗品費等の減額	△ 261千円										
予算額	財 源 内 訳										
	諸 収 入						一般財源	補正後の予算額			
決定額	△1,462						△1,462	41,113			
現計額	42,575	3,299					39,276				